

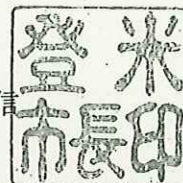


登米市公告第6号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

登米市長 熊谷 康 信



1 一般競争入札に付する事項

(1) 物件1

ア 件 名	自動販売機の設置に係る行政財産の貸付
イ 貸付場所等	登米市役所迫庁舎①（バス待合所）
ウ 設置台数	1台
エ 設置面積	1.08 m ² （幅1.2m 奥行0.9m）
オ 貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 物件2

ア 件 名	自動販売機の設置に係る行政財産の貸付
イ 貸付場所等	登米市役所迫庁舎②（バス待合所）
ウ 設置台数	1台
エ 設置面積	1.08 m ² （幅1.2m 奥行0.9m）
オ 貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、次項に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者であつて復権を得ないもの



(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が市との契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者又はその者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用していた者

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5) 国税、県税及び市税を完納している者であること。

(6) 自動販売機の設置業務において 2 年以上管理・運営の実績を有していること。

3 契約条項等を示す場所及び方法

(1) 契約条項等を示す場所

登米市役所、中田総合支所、南方総合支所、登米総合支所、東和総合支所、米山総合支所、豊里総合支所、石越総合支所、津山総合支所各庁舎の掲示板

(2) 仕様書等の交付及び周知

総務部総務課（市役所迫庁舎 2 階）及び登米市ホームページで交付及び周知を行う。

4 入札執行の場所及び日時

(1) 開札の日時 令和 8 年 2 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分から

(2) 開札の場所 登米市役所迫庁舎 1 階 会議室

5 入札保証金に関する事項 免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(4) 入札書に記名押印がない入札

(5) 入札金額を訂正している入札

(6) 入札書の文字及び記号について鉛筆等の消滅しやすい方法で記入された入札



- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札を行った入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

7 その他一般競争入札に関し必要な事項 入札説明書及び仕様書のとおり